

○第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1. 策定の指針

平成26年7月2日付で示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項が示されている。

◆市町村⇒基本指針に即して5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが定められている。(子ども・子育て支援法第61条)

2. 基本指針における子ども・子育て支援の意義ポイント

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ち等を等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが必要。
- 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

3. 基本指針の改正

◆主な改正の概要（適用期日：令和2年4月1日）

- (1) 放課後児童健全育成事業の実施にあたって、2023年度までの5年間に約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後総合子ども総合プラン」の内容を考慮すること。
- (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記。
- (3) 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置、確保等に努めること。
- (4) 障害児福祉計画に基づき把握することとされている、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズとの整合性を図ること。
- (5) 国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児等が円滑に教育・保育等の利用ができるよう、市町村は保護者や施設に対し、必要な支援を行うこと。
- (6) 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村及び都道府県計画作成の任意的記載事項に追加。
- (7) 障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」を「必要である」に改める。
- (8) 地域子ども・子育て支援事業計画についても、計画の中間年の見直しの要否の基準となること。
- (9) 幼児教育・保育の無償化に伴い、市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。

※上記改正内容についても、計画に反映させる。

4. 計画の記載内容

◆必須記載事項

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
⇒幼稚園、保育所、認定こども園の量の見込みと提供体制の確保方策
- (3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
⇒地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策
- (4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

◆任意記載事項

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- (2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- (3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項（児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること）
⇒赤穂市子どもの生活実態調査及び社会資源調査の結果を反映した支援策の検討
- (4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- (6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- (7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

5. 策定方針

第2期計画については、原則、第1期計画を踏襲することとするが、第1期の進捗状況や、国・県の動向及びニーズ調査結果等を踏まえて、赤穂市の実情に即した実効性のある計画とする。